

◎一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第26号）

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

- (1) 交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を月額35,000円から49,300円に引き上げることとした。（第29条関係）
- (2) 給料表の改定を行うこととした。（別表第1～別表第5関係）
- (3) 行政職給料表の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容を改めることとした。（別表第6関係）
- (4) その他所要の整備をすることとした。（第5条、別表第1関係）

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

所要の整備をすることとした。（附則第5項、第10項関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(1)は令和2年1月1日から、1(3)及び(4)は同年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 1(2)による改正後の給料月額、平成31年4月1日から適用することとした。（附則第2項関係）
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項、第4項関係）
- (4) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。（附則第5項関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第27号）

1 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正

- (1) 交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を月額35,000円から49,300円に引き上げることとした。（第24条関係）
- (2) 給料表の改定を行うこととした。（別表第1～別表第3関係）

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

所要の整備をすることとした。（附則第5項、第6項関係）

3 施行期日等（附則関係）

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(1)は令和2年1月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 1(2)による改正後の給料月額、平成31年4月1日から適用することとした。（附則第2項関係）
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項、第4項関係）
- (4) この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定めることとした。（附則第5項関係）

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 任期付研究員の給料月額を引き上げることとした。（第5条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 秘書広報室及び政策地域部を再編し、政策企画部及びふるさと振興部を設置するとともに、両部の分掌事務を定めることとした。（第1条、第2条関係）

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。（附則第2項～第5項関係）
  - ア 岩手県固定資産評価審議会条例
  - イ 岩手県総合計画審議会条例
  - ウ 政策等の評価に関する条例
  - エ 岩手県いじめ再調査委員会条例

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 特定任期付職員の給料月額を引き上げることとした。(第7条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 年金管理者となることができない者の範囲を改めることとした。(第8条関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(第8条関係)

3 施行期日

この条例は、令和2年3月1日から施行することとした。(附則関係)

◎看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例(条例第32号)

1 令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入学選考料、入学料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。(附則第5項関係)

2 大学等における修学の支援に関する法律の規定による授業料等減免対象者の認定の申請をした者の授業料及び入学料の納付方法を定めることとした。(第3条、第5条関係)

3 授業料の減免の対象者の範囲を改めることとした。(第7条関係)

4 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波等により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入学料の免除について、所要の改正をすることとした。(附則第5項関係)

5 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2から4まで及び5(3)(附則第4項関係に限る。)は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 1は、令和元年10月12日以後に納付された入学選考料、同日以後に納付された入学を許可された者に係る入学料及び同月以後の月分の寄宿舎料について適用することとした。(附則第2項関係)

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項、第4項関係)

◎職業能力開発校条例の一部を改正する条例(条例第33号)

1 令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入校検定料、入校料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。(附則第4項関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月12日以後に納付された入校検定料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例(条例第34号)

1 令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入学検定料、入学料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。(附則第3項関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月12日以後に納付された入学検定料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎農業大学校条例の一部を改正する条例(条例第35号)

1 令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入学検定料及び入学料の免除について定めることとした。(附則第4項関係)

2 大学等における修学の支援に関する法律の規定による授業料等減免対象者の認定の申請をした者の授業料及び入学料の納付方法を定めることとした。(第7条、第11条関係)

- 3 授業料の免除の対象者の範囲を改めることとした。(第12条関係)
- 4 授業料の還付について、所要の改正をすることとした。(第13条関係)
- 5 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波等により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入学料の免除について、所要の改正をすることとした。(附則第4項関係)
- 6 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2から5まで及び6(3)(附則第4項関係に限る。)は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 1は、令和元年10月12日以後に納付された入学検定料について適用することとした。(附則第2項関係)
  - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項、第4項関係)

◎建築士法施行条例の一部を改正する条例(条例第36号)

- 1 次に掲げる手数料の額を増額することとした。(第8条関係)
  - (1) 二級建築士又は木造建築士の登録手数料
  - (2) 二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、令和2年3月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎県立学校授業料等条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 1 令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入学選考料、入学料、通信制受講料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。(附則第4項関係)
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月12日以後に納付された入学選考料、同日以後に入学を許可された者に係る入学料、令和元年度以後の年度分の通信制受講料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用することとした。(附則第1項関係)
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、第3項関係)